



佐賀県公報

平成18年
7月31日
(月曜日) 外
号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目次

◎旅費事務システムによる旅費支給事務等の処理に関する規則

(八五・情報・業務改革課) 一

◎佐賀県職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の施行期

日 を 定 め る 規 則 (八六・職 員 課) 三

◎佐賀県職員等の旅費支給規則の一部を改正する規則

(八七・ ") 四

公布された規則のあらまし

○旅費事務システムによる旅費支給事務等の処理に関する規則 (規則第八十五号)

1 この規則は、旅費事務システムにより旅費の支給事務を処理することに関し、必要な事項を定めることとした。(第一条関係)

2 予算所掌課長等は、旅費(費用弁償として支給する旅費を除く。以下4を除き同じ。)に係る歳出予算のうち、執行することができる限度額を旅費管理者に指示しなければならないこととした。(第三条及び第四条関係)

3 職員は、職員が公務による旅行を行う場合又は職員以外の者が旅行の依頼を受けて旅行する場合は、旅費事務システムにその内容を登録しなければならないこととした。(第五条関係)

4 旅費事務受託者が行う旅費の計算、旅費支出額の通知等の手続を定めることとした。(第六条及び第七条関係)

5 旅費の支出負担行為及び支出命令については、旅費管理者が行うこととした。(第八条関係)

6 その他所要の事項を定めることとした。
7 この規則は、平成一八年八月一日から施行し、同日以後に出発する旅行から適用することとした。

8 所要の経過措置を定めることとした。
9 佐賀県財務規則について所要の改正を行うこととした。

○佐賀県職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 (規則第八十六号)

佐賀県職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例(平成一八年佐賀県条例第四号)附則第一項ただし書に規定する規定の施行期日は、平成一八年八月一日とすることとした。

○佐賀県職員等の旅費支給規則の一部を改正する規則 (規則第八十七号)

1 証人等の旅費のうち、職員以外の者に支給する旅費については、行政職九級以下の職務の級相当の旅費とすることとした。(第三条関係)

2 旅費事務システムの導入に伴い、旅行命令簿等及び旅費請求書の様式を整理するとともに、旅費事務システムを利用する場合のこれらの取扱いについて定めることとした。(第六条及び第八条関係)

3 陸路の路程の計算については、公共交通機関を利用する場合はその運送事業者が定める路程によることとし、それ以外の場合は区域ごとに定める起点を一般に利用しうる最短の経路で結ぶ路程によることとした。(第七条関係)

4 その他所要の改正を行うこととした。
5 この規則は、平成一八年八月一日から施行することとした。
6 所要の経過措置を定めることとした。

○ 規 則

旅費事務システムによる旅費支給事務等の処理に関する規則をここに公布する。

平成十八年七月三十一日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県規則第八十五号

旅費事務システムによる旅費支給事務等の処理に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、旅費事務システムにより旅費の支給の事務を処理することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則において、次の表の上欄に掲げる用語の意義は、それぞれ同表の下欄に定めるところによる。

用語	意義
旅費	佐賀県職員等の旅費に関する条例(昭和二十九年佐賀県条例第十五号。以下「旅費条例」という。)に規定する鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料等
旅費管理者	統括本部情報・業務改革課総務事務効率化センター長
旅費事務システム	旅費の計算、算定の基礎となる旅行命令、支払、予算執行状況等について一元的に管理を行う電子計算組織
旅費事務受託者	旅費事務システムを利用した旅費の支給事務を受託した者
予算所掌課長等	佐賀県財務規則(平成四年佐賀県規則第三十五号。以下「財務規則」という。)第二条第四号に規定する本庁等の各課の長及び同条第七号に規定するかいの長
旅行命令権者	旅費条例第四条第一項に規定する旅行命令権者

2 前項に規定するもののほか、この規則において使用する用語は、財務規則において使用する用語の例による。

(旅費に係る歳出予算の執行限度額指示)

第三条 予算所掌課長等は、旅費(費用弁償として支給する旅費(以下「費用弁償」という。)を除く。以下第六条を除き同じ。)について配当又は再配当を受けた歳出予算のうち、執行することができる限度額を旅費管理者に指示

しなければならない。

(旅費に係る歳出予算の流用)

第四条 予算所掌課長等は、前条の規定により執行することができる限度額を指示した後、当該歳出予算に係る予算の流用について財務規則第三十二条第一項の規定による決定を受けたときは、旅費管理者に執行することができる限度額を新たに指示しなければならない。

(旅行内容の登録)

第五条 職員(市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)第一条及び第二条に規定する職員が勤務する学校(以下「市町立学校」という。)並びに警察本部及び警察署にあつては、旅費事務を担当する者。第十条において同じ。)は、職員が公務による旅行を行う場合又は職員以外の者が旅行の依頼を受けて旅行する場合は、旅費事務システムにその内容を登録

しなければならない。

(旅費の計算等)

第六条 旅費事務受託者は、前条の登録があつた場合及び第十条の規定による精算の手続が行われた場合は、旅費条例に定められた旅費の計算を行い、旅費事務システムによりその内容を旅行命令権者に通知しなければならない。

(旅費支出額の通知)

第七条 旅行命令権者は、前条の規定に基づき旅行命令若しくは旅行依頼又はこれらの変更を行った場合は、旅費事務システムによりその内容を旅費事務受託者及び旅費管理者に通知しなければならない。

(旅費の支出命令等)

第八条 旅費管理者は、前条の規定による通知に基づき、旅費に係る支出負担行為及び支出命令を行わなければならない。

2 前項の支出命令は、会計年度、会計、繰越区分ごとに区分して行うものとし、その支出命令書には、別に定める様式の科目別集計表及び口座振替総括表を添えなければならない。

3 教育委員会事務局教職員課長又は警察本部会計課長は、それぞれ県立学校及び市町立学校又は警察本部及び警察署に係る旅費支給事務の運用に関し、必要に応じ旅費管理者を補助するものとする。

4 収支等命令者は、第六条の規定による通知に基づき、費用弁償に係る支出負担行為及び支出命令を行わなければならない。

(旅費の支出手続)

第九条 旅費の支出は、職員から申出があつた預金又は貯金口座に口座振替の方法により行うものとする。この場合において、口座振替先の金融機関は、指定金融機関及び指定金融機関と為替取引のある金融機関とする。

2 概算払により旅費を支出する場合には、資金前渡・概算払整理簿(財務規則様式第六十七号)の作成を省略することができる。

(旅費の精算内容の登録)

第十条 職員は、概算払により旅費を支出した場合には、旅行の完了した日の翌日から起算して七日以内に旅費事務システムにより精算の手続を行わなければならない。この場合においては、財務規則第七十八条に定める概算払精算書の提出は省略することができる。

(予算執行状況の通知)

第十一条 旅費管理者は、旅費に係る歳出予算の執行状況を、旅費事務システムにより予算所掌課長等に通知しなければならない。

(科目等の更正)

第十二条 予算所掌課長等は、旅費の支出をした後において、支出科目等の誤りを発見したときは、直ちに旅費事務システムにより、旅費管理者にその内容を通知しなければならない。

2 旅費管理者は、前項の規定による通知があつたときは、更正命令の手続を行わなければならない。

(処理の特例)

第十三条 旅費管理者は、旅費事務システムによる旅費の計算により難い旅費

の支出又は返納の必要が生じたときは、旅費の計算を行うとともに、財務規則に規定する例により処理を行わなければならない。

(補足)

第十四条 この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十八年八月一日から施行し、同日以後に出発する旅行から適用する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に従前の規定によつて取り扱つた事務で完結していないものについては、処理が完結するまでは、なお従前の例による。

(佐賀県財務規則の一部改正)

3 佐賀県財務規則の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「議会事務局総務課長」の下に「総務事務効率化センター長(歳出予算の執行限度額指示を受けた予算に関する事務を行う場合に限り。)」を加え、同条第六号中「総務事務効率化センター長」の下に「(歳出予算の執行限度額指示を受けた予算に関する事務を行う場合にあっては、総務事務効率化センター副センター長)」を加える。

佐賀県職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成十八年七月三十一日

佐賀県知事 古 川 康

●佐賀県規則第八十六号

佐賀県職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

佐賀県職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例(平成十八年佐賀県

条例第四号) 附則第一項ただし書に規定する規定の施行期日は、平成十八年八月一日とする。

佐賀県職員等の旅費支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十八年七月三十一日

佐賀県知事 古川 康

◎佐賀県規則第八十七号

佐賀県職員等の旅費支給規則の一部を改正する規則

佐賀県職員等の旅費支給規則(昭和二十九年佐賀県規則第二十号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号中「二級」を「九級以下」に改め、同条第二項中「及び社会的地位」を削り、「知事が別に定める」を「知事の承認を得て、知事等相当の」に改める。

第六条中「別記様式第一号その一から別記様式第一号その五まで」を「別記様式第一号」に改め、同条に次の一項を加える。

2 旅費事務システム(旅費事務システムによる旅費支給事務等の処理に関する規則(平成十八年佐賀県規則第八十五号) 第二条第一項に規定する旅費事務システムをいう。以下同じ。)を利用する場合は、前項の旅行命令簿等の記載事項に相当する内容を表示する画面をもつて、同項の旅行命令簿等に代えるものとする。

第七条第一項第三号を次のように改める。

三 陸路

イ 公共交通機関を利用する場合 当該公共交通機関の運送事業者が定める路程

ロ イ以外の場合 次に掲げる区域ごとに知事が定める起点を一般に利用しうる最短の経路で結ぶ路程

(1) 九州内 大字及びこれと同等と知事がみなす区域

(2) 九州以外 市区町村の区域
第七条第三項を次のように改める。

3 前二項の規定にかかわらず、条例第二十条及び第二十四条第二号に規定する移転料に係る路程の計算については、第一項第三号口の路程により行うものとする。

第八条第一項に次のただし書を加える。

ただし、これにより難しい場合は、別に知事が定める。

第八条第一項第一号中「第一号の二から第六号まで」を「第二号から第五号まで」に、「別記様式第二号その一から別記様式第二号その五まで」を「別記様式第二号」に改め、同項第二号を削り、同項第一号の二中「別記様式第三号その一又は別記様式第三号その二」を「別記様式第三号」に改め、同号を同項第二号とし、同項第三号中「別記様式第五号」を「別記様式第四号」に改め、同項第四号中「別記様式第六号」を「別記様式第五号」に改め、同項第五号中「別記様式第七号」を「別記様式第六号」に改め、同項第六号から第八号までを削り、同条第二項を次のように改め、同条第四項を削る。

2 旅費事務システムを利用する場合は、前項の規定による請求書の記載事項に相当する内容を入力することをもつて、同項の旅費請求書に代えるものとする。

第十一条中「第十六条第一項但書」を「第十六条第二項」に改め、「又は定期的に一般旅客営業を行つていゝバス等を利用するのが通常の経路であるとき」の当該運賃」を削る。

第十二条第二項中「区分中一、二及び三」を「一の項に規定する」に改め、同条第四項を削る。

第十三条を削る。

別記様式第一号その一の注を削り、同様式を別記様式第一号とする。

別記様式第一号その二から別記様式第一号その五までを削る。

別記様式第一号の次に次の一様式を加える。

別記様式第二号その一から別記様式第二号その五までを削る。
 別記様式第三号その一中「田舎」及び注を削り、同様式を別記様式第三号とする。

別記様式第三号その二及び別記様式第四号を削り、別記様式第五号を別記様式第四号とし、別記様式第六号を別記様式第五号とし、別記様式第七号を別記様式第六号とし、別記様式第八号から別記様式第十号までを削る。

別表第一の第一の表中「第一号の二」を「第二号」に改め、同表の二の項中「第十六条第一項ただし書」を「第十六条第二項」に改め、同表中八の項を十の項とし、七の項を九の項とし、六の項の次に次のように加える。

七 条例第二十四条第一号に規定する宿泊料

八 条例第二十五条ただし書に規定する鉄道賃、船賃又は車賃

公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情を証明する書類
 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情を証明する書類及びその支払を証明するに足る書類

別表第一中第二の表を削り、第三の表を第二の表とし、第四の表を第三の表とし、第五の表を第四の表とする。

別表第二中一の項及び二の項を削り、同表の三の項中

三 当該講習、研修、訓練等の開始の日から終了の日まで支給するものであること。

四 宿泊を要する長期間の講習、

研修、訓練等の旅行の場合において、研修所等に寮又は宿泊施設を有し、これを利用した場合又は下宿を利用した場合等における日額旅費については、この表の規定にかかわらず、一日につき二千八百円とする。ただし、これにより難い特別の事情がある場合においては、この表に規定する定額の範囲内において所

を

三 宿泊を要する長期間の講習、研修、訓練等の旅行の場合において、研修所等に寮又は宿泊施設を有し、これを利用した場合又は下宿を利用した場合等における日額旅費については、この表の規定にかかわらず、一日につき二千八百円とする。ただし、これにより難い特別の事情がある場合においては、この表に規定する定額の範囲内において所属長が職員課長と協議して定める額とすることができる。

に

属長が職員課長と協議して定める額とすることができる。

改め、同項を同表の一の項とし、同表の四の項中「三の例」を「二の例」に改め、同項を同表の二の項とし、同表中五の項を三の項とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十八年八月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の佐賀県職員等の旅費支給規則の規定は、この規則の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

購読料 一か年二八、八〇〇円(送料共)
 申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十八年七月三十一日印刷及び発行
 発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
 印刷所 株式会社古川総合印刷